

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月13日 13時23分ごろ
発生場所	福岡県宗像市地ノ島南南東方沖 鐘崎港西防波堤灯台から真方位309° 1,743m付近 (概位 北緯33° 53.5′ 東経130° 30.7′)
事故の概要	プレジャーボート豊和丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年5月22日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 豊和丸、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	220-23092兵庫、豊和海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船殻をえい航して北東進中、浅所に乗り揚げた。 本船は、船長が海上保安庁に救助を要請し、海上保安庁の要請を受けて来援した水難救済会の所属船舶にえい航され、福岡県宗像市鐘崎漁港に入港した。 船長は、事前に小縮尺の海図で水路調査を行っていたので、地ノ島南端から南南東方に拡張する浅所の存在を知らなかった。
分析	本船は、北東進中、船長が、事前に航行予定海域の水路調査を行っていたものの、小縮尺の海図では地ノ島南端から南南東方に拡張する浅所の存在が分からずに航行したことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北東進中、船長が、事前に航行予定海域の水路調査を行っていたものの、小縮尺の海図では地ノ島南端から南南東方に拡張する浅所の存在が分からずに航行したため、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に航行予定海域の水路調査を行う場合は、適切な縮尺の海図を使用すること。